別表六（十四）付表一　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該法人が同条第８項第３号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同条第18項において準用する同条第８項第２号に規定する他の事業年度において同条第７項の規定の適用を受ける場合を含む。）において、租税特別措置法施行令第27条の４第24項第15号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に掲げる試験研究に係る同法第42条の４第19項第10号に規定する特別試験研究費の額があるときに記載すること。

2　「(4)/(12)　(5)」の欄は、「同上のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額（工業化研究に該当する試験研究に係る人件費の額を除く。）⑽」の金額が０の場合には、記載しないこと。

別表六(十五)の表中「一般試験研究費及び中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除における欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算」を「一般試験研究費の額及び中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除における欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算」に、「特別試験研究費に係る法人税額の特別控除における欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算」を「特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除における欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算」に改め、同表の記載要領第１号中「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第18項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄１１号(1)中「別表七の三「７」」を「別表七の二「７」」に改め、同欄１１号(2)中「同表「31」」を「同表「26」」に改め、同欄四号中「「特別試験研究費に係る法人税額の特別控除における欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算」」を「「特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除における欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算」」に改める。

別表六(十六)の表中「一般試験研究費及び中小企業者等の試験研究費に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算」を「一般試験研究費の額及び中小企業者等の試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算」に、「当初申告税額控除可能額（当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(九)付表「23」又は別表六(十)付表「22」）」を「当初申告税額控除可能額（当該過去適用事業年度等の当初申告の（別表六(九)付表「29」又は別表六(十)付表「22」））」に、「特別試験研究費に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算」を「特別試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算」に、「当初申告税額控除可能額（当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(十四)付表「11」）」を「当初申告税額控除可能額（当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(十四)付表二「11」）」に改め、同表の記載要領第１号中「同じ。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第18項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄１１号(1)中「別表六(九)付表「17」」を「別表六(九)付表「20」」に改め、同号(2)中「別表六(九)付表「22」」を「別表六(九)付表「25」若しくは「28」」に改め、同号(3)中「別表六(九)付表「24」」を「別表六(九)付表「30」」に改め、同号(4)中「別表六(十四)付表「７」」を「別表六(十四)付表二「７」」に改め、同号(5)中「別表六(十四)付表「10」」を「別表六(十四)付表二「10」」に改め、同号(6)中「別表六(十四)付表「12」」を「別表六(十四)付表二「12」」に改める。

別表六(十七)を削る。